

会員及び会費に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第3章の規定に基づき、一般社団法人埼玉県洋菓子協会（以下「この法人」という。）の会員の入会及び退会並びに入会金及び会費の納入に関し必要な事項を定めるものとする。

(会員種別)

第2条 次の各号に該当し、この法人の目的、事業に賛同する法人、団体並びに個人は、理事会の承認を得て下記種別会員となることができる。

- 1 正会員 この法人の目的に賛同して入会した洋菓子製造販売業者又はこれに準ずる者
- 2 普通会員 この法人の目的に賛同して入会した洋菓子製造技術者として業務に従事している者又はこれに準ずる者
- 3 学生会員 この法人の目的に賛同して入会した洋菓子専門学校生又はこれに準ずる者
- 4 賛助会員 この法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体
- 5 名誉会員 この法人の運営及び事業に顕著な功績があった者又は学識経験者で理事会の推薦に基づき総会の承認を得た者

(入会手続)

第3条 会員になろうとする者は、所定の入会申込書を提出しなければならない。

(会費及び入会金)

第4条 会員は、入会するときに入会金並びに会費を納入しなければならない。

2. 入会金並びに年会費は下記のとおりとする。

	入会金	年会費
正会員	2,000 円	30,000 円
普通会員	1,000 円	19,200 円
学生会員	1,000 円	18,000 円
賛助会員	3,000 円	60,000 円

3. 会費の納期は、毎事業年度、前期分（4月から9月まで）を4月末日、後期分（10月から翌年3月まで）を10月末日までに、それぞれ会費年額の半額を納付しなければならない。

(中途入会の会費)

第5条 事業年度の中途に入会した会員の会費は、入会月から半期末分までを月割計算した金額を納入しなければならない。

(入会金及び会費の免除)

第6条 理事会は、名誉会員については、第4条の規定にかかわらず、入会金及び会費のいずれか一方又は双方の免除を議決することができる。

(会員の特典)

第7条 会員は次の特典を享受することができる。

- (1) 洋菓子機関誌の無料配布を受けることができる。
- (2) 展示会への出品割引及び無料で入場することができる。
- (3) 洋菓子関連の専門書の閲覧ができる。
- (4) 当協会が主催する研修会、セミナー等に割引料金で参加することができる。

(変更の届)

第8条 会員は、その名称、住所、連絡先等、届出事項に変更が生じた場合には、遅滞なく変更手続きを行うものとする。

(除名)

第9条 会員が下記各号の事由に該当するときは、総会の決議により除名することができる。

- (1) 定款第9条に抵触したとき。
 - (2) 他の会員の申し出により、理事会が除名に値するとの決議に至ったとき
 - (3) 正当な理由がなく会費を6ヵ月以上滞納したとき
2. 会員の除名が審議される理事会において、当該会員には弁明の機会を与えなければならない。

(退会)

第10条 会員は所定の退会届を当協会に提出することにより、いつでも退会することができる。但し、原則として申し出のあった月の翌月末日を退会日とする。

2. 前項の場合、既納の入会金、会費はいかなる理由があってもこれを返還しない。
3. 退会により機関誌等の配布は中止する。

(再入会)

第11条 退会した者が再度この法人の会員になる場合は、第3条に定める手続きを要する。

2. 除名処分を受けた者の再入会は認めないものとする。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規程は、平成25年4月1日より施行する。